

2021 年 2 月 1 日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(JPF)

【JPF 版】公募概要

2020 年度通常枠

災害支援事業（防災・減災支援、緊急災害支援）

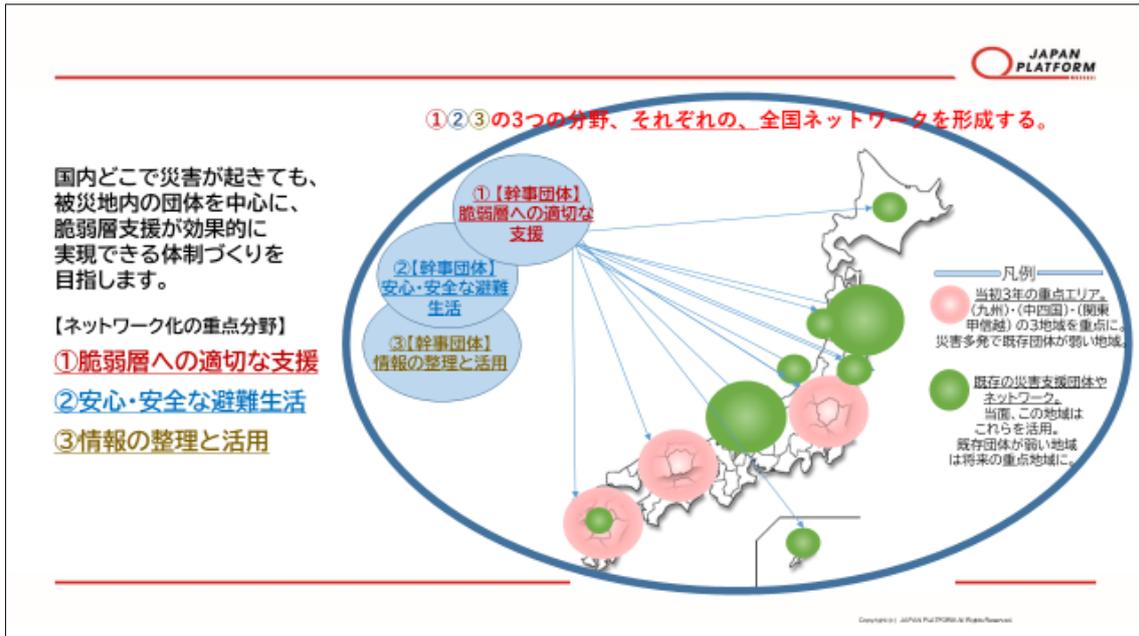
この書類は、JPF 版公募概要＜2020 年度通常枠：災害支援事業（防災・減災支援、緊急災害支援）＞です。別紙【共通版】「2020 年度『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』に基づく実行団体公募要領」がありますので、必ず両方をお読みください。

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下、JPF）は、この事業を通して、休眠預金等活用法に位置づけられた交付金を活用し、防災・減災支援および緊急災害支援に向けた民間非営利団体等の活動推進のため助成（公募、審査、助成、伴走支援）を行います。

1. 本事業の目的

本事業では、感染症が蔓延している状況下での災害発生であっても、被災地内外の民間団体が連携して支援が可能となるような、分野ごとのネットワーク形成を目指します。また同時に、感染症下の被災地における脆弱層支援の実現を目的としています。

[プログラムイメージ]



2. 助成対象事業

本事業は、3年間の「コロナ・災害常態の中の新しい災害対応準備（防災・減災）」と1年間の「感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動（緊急災害支援）」を組み合わせたものとなっています。

2021年2月以降およそ3年間の災害対応準備事業に取り組んでいる間のどこかで国内災害が発生し、且つ JPF がその災害に対して支援を実施すると判断した場合、JANPIA と協議の上、別途1年間の緊急災害支援事業に助成いたします。

ついては、3年間の災害対応準備事業に取り組みながら、事業実施中に支援対象となる災害が発生した場合には、並行して緊急災害支援に取り組む意思のある団体を、3年間の災害対応準備事業の採択に際して優先します。

【ネットワーク化の重点分野】

感染症下の災害時であっても、被災地内外の団体が連携した支援を実施できるよう、被災地とその他の地域を結んだ、下記3重点分野のネットワーク形成をめざす事業を助

成対象とします。

- ①脆弱層への適切な支援（パーソナルサポート）
- ②安心・安全な避難生活（QOL の維持）
- ③情報の整理と活用（無駄、混乱のない連携）

※1つの団体が2つ以上の分野を組み合わせて申請することも可能です。ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください。

【対象地域】

九州／中国・四国／関東・甲信越・北陸

上記3地域を重点地域とし、全国ネットワークの展開を目指す事業を助成対象とします。

【事業例】

- + 脆弱層支援のネットワーク作り
住まいの相談、暮らしの再建、フードバンクなど
- + 避難所運営実施団体のネットワーク作り
国際基準に則った避難所運営の促進など
- + 支援情報等の共有ネットワーク作り
支援者・受益者間の連携強化など

※対象外の事業

- + 施設や建物の建設、大規模な改修や修繕を目的とするもの
- + 団体運営の管理費が主となっている予算計画であるもの
- + 既存の公共制度で代替がきくもの
- + 公共の助成資金を合算した事業（他の民間資金との合算は可能）
- + 主たる目的が調査・研究調査のみであるもの
- + 助成金を、寄付や基金への充当、裨益者への資金分配に使う活動事業 など

3. 応募団体に求める要件

本事業に応募する団体は、下記の要件を満たす必要があります。
一部要件を満たさないなど不明な点がある場合はお気軽に担当までご相談ください。

要件 1. 緊急災害時に対応できること

本事業では感染症下の被災地でも支援が可能となるような平時からのネットワーク

形成を目的としておりますが、同時に感染症下の災害における脆弱層支援の実現も目的としております。本事業助成期間中に対象となる災害が生じた場合には、緊急支援活動も対応できる団体であることを採択時に優先いたします。

要件 2. 事前相談

本事業は、3年間の「コロナ・災害常態の中の新しい災害対応準備(防災・減災)」と1年間の「感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動（緊急災害支援）」を組み合わせたものとなっております。事業に応募される前に JPF との事前相談の機会を設けることを必須とさせていただきます。問合せ先まで必ずご連絡ください。

要件 3. 組織体制の整備

- + 財源の性質上、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体であることが必須となります。このために関連する規程類の整備が必要となります。
（【共通版】公募要領「12.選定時の審査項目」「別添1」参照。）
※JPF では参考となる規程類の資料もご用意してありますので、お気軽にご相談ください。
- + 指定する活動報告に必要な会計処理ができること。
- + 下記いずれかの形態を有する団体
 - 非営利活動を目的とする法人
 - 3人以上の役員がいる独立した理事会、事務局、会計業務の担当が存在している団体
- + 本事業に応募することを組織決定していること。
- + 選考に際しては法人格取得済み非営利団体を優先します。

要件 4. 情報公開に対する承諾

公募期間終了時に「団体名」「所在地」「申請した事業の名称及び概要」を、また採択時には、応募団体から提出された書類一式を公開することとなります。その他、各種情報の透明性が求められますのでご留意ください。但し、公開に際しては事前に双方で協議し、機密情報などへの配慮を行います。

要件 5. 評価の実施

限られた事業期間や予算の中で事業の成果を最大化させるため、事業実施前、事業実施中、事業完了後には申請事業に関して各団体がそれぞれ設定した評価活動を行っていただきます。なお、この分の予算に関しては申請された事業費とは別に、事業費の4.8%（防災・減災）もしくは4.5%（緊急災害支援）程度を上限に助成いたします。

要件 6. 助成事業終了後の災害時の対応事業について

気候変動などにより将来的に日本全域で災害頻度が増す可能性を鑑み、採択団体におかれましては、今回の休眠預金等を活用した事業で得た知見を活かし、今後の災害においても継続的に幅広く活動されることを期待します。

要件 7. 自己資金について

本プログラムでは休眠預金の限られた財源活用であること、また事業終了後も採択団体において継続した事業が実行できる基盤強化を目指すことから、申請事業において事業総額の 20%の自己資金投入を求められています。但し、特例的な対応が可能な場合もありますので、申請時に個別にご相談ください。

4. 助成期間と助成金額

「コロナ・災害常態の中の新しい災害対応準備（防災・減災）」事業は 3 年間、「感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動（緊急災害支援）」事業は 1 年間の助成期間となります。事業対象期間の中で上記「3. 要件 5」にある事業評価を行っていただく必要があるため、事業終了時期は予め評価に要する期間を勘案して計画を策定してください。

なお、複数年事業の場合、毎事業年度毎に事業及び会計報告を行い、その翌事業年度の実施の判断を行うものとします。

助成金額は、「コロナ・災害常態の中の新しい災害対応準備（防災・減災）」事業では 1 実行団体あたりの上限は 3 年間で最大 4,000 万円とし、単年度あたりの助成額は申請団体の前年度事業費を上回らない範囲とします。

「感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動（緊急災害支援）」事業では上限は 2,500 万円または申請団体の前年度事業費のいずれか少ない方の金額以下とします。

5. 公募のプロセスとスケジュール

公募期間：2021 年 2 月 1 日（月）～2021 年 2 月 26 日（金）18:00 必着

事前相談：2021 年 2 月 2 日（火）以降、随時

採択結果のご連絡：2021 年 3 月末（予定）

6. 提出書類

下記①から④にある全ての書類を JPF 事務局に電子メールまたは郵送で提出してください。

締め切りは 2021 年 2 月 26 日（金）18:00 必着となります（電子メールの場合は送信されたタイムスタンプで確認します）。

応募締切日までに書類がそろわない場合は、審査の対象となりませんのでご了承ください。
※不明な点等は事前に事務局までお問い合わせください。

【提出いただく書類】

<p>①申請書 JPF ホームページに 書式を掲載いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（様式 1）助成申請書 ・（様式 2）団体情報 ・（様式 3）事業計画書 ・（様式 4）資金計画書 ・（様式 5）自己資金に関する申請書 ・（様式 6）役員名簿 ・（様式 7）規程類に含める必須項目確認書 ・（様式 8）規程類の後日提出に関する誓約書 ・（様式 9）申請書類チェックリスト
<p>②団体の情報に関する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款…定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体の目的がわかるもの ・登記事項証明書…発行日から 3 か月以内の現在事項全部証明書の写し（登記していない場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの） ・事業報告書…過去 3 年分（設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出）
<p>③決算報告書類 （直近 3 年分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等） ・監事及び会計監査人による監査報告書 <p>設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出してください。監査及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合は提出してください。</p>
<p>④規程類 【共通版】募集要項を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会・評議員会の運営に関する規程 ・理事会の構成に関する規程（理事会が設置されてい

<p>ご確認ください。</p>	<p>ない場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会の運営に関する規程（理事会が設置されていない場合を除く） ・役員及び評議員の報酬等に関する規程 ・職員の給与等に関する規程 ・理事の職務権限に関する規程 ・倫理に関する規程 ・利益相反防止に関する規程 ・コンプライアンスに関する規程 ・内部通報者保護に関する規程 ・情報公開に関する規程 ・文書管理に関する規程 ・リスク管理に関する規程 ・監事の監査に関する規程 ・経理に関する規程 ・組織（事務局）に関する規程
<p>その他参考資料</p>	<p>団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。</p>

【注意事項】

- + 申請書の提出をもって、別紙【共通版】「2020 年度『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』に基づく実行団体公募要領」「積算の手引き」「精算の手引き」の記載内容に合意したものとみなします。
- + 審査の結果、申請額からの減額や申請事業内容の修正を要請する場合があります。
- + 提出書類に虚偽の記載があった場合には、事業の中止や助成金の返還を求める場合があります。
- + 事業活動を当初通りに実施し残預金が発生した場合、残預金消化のための事業期間延長、購入物品の追加や他活動への振替を行うことは認められません。
- + その他、契約後の事業に係る変更は、必ず事前に書面もしくは電子メールにて申請の上、承認を得ていただくこととなります。変更は、JPF 事務局からの確認の日付を持って承認されます。承認を得ずに変更がなされた場合、関連する支出は助成対象外となりますのでご注意ください。

7. 提出方法

電子メールでの提出を推奨しております（郵送でも受け付けます）。

件名は【休眠預金応募〇〇〇（団体名）】として、提出書類一式を下記まで送付ください。電子メールで提出された場合は、紙での提出は不要です。

ジャパン・プラットフォーム 休眠預金等活用事業担当宛

E-mail: k_apply@japanplatform.org

8. 審査の基準

本事業は3年間の「コロナ・災害常態の中の新しい災害対応準備（防災・減災）」事業と1年間の「感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動（緊急災害支援）」事業を組み合わせたものとなっております。1事業での申請も可能ですが、両事業への対応可能な団体を優先いたします。

また本財源の性質上、下記7点を選定配慮事項とし、公募による選定を行います（詳細は【共通版】「公募要領」を参照ください）。

① ガバナンス・コンプライアンス

事業計画書に示す事業を的確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制を整えているか。

② 事業の妥当性

社会状況や課題の構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか。事業実施予定地のニーズに応えた支援であるか。目的や成果につながる活動計画になっているか。

③ 実現可能性

業務実施体制や計画、予算が適切か、被災地における既存の組織や仕組みを最大限に尊重した支援であるか。地域の文化や人々の想いを尊重した支援であるか。

④ 継続性

助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か。

⑤ 先駆性（革新性）

社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか。

⑥ 波及効果

事業から得られた学びが組織や地域、分野を越えて課題の解決につながる事が期待できるか。

⑦ 連携と対話

被災地団体や自治体、多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか。

9. その他

- + 本プログラムは毎月の対面での報告や年度報告の義務などがあります。報告形式はウェブ会議など、遠隔の手法も含まれます。
- + その他不明な点は、各手引書等をご参照いただくか、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。みなさまのご応募をお待ちしております。

10. 照会先・申請書送付先

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 休眠預金等活用事業担当

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-6-5 麹町 GN 安田ビル 4F

URL <https://www.japanplatform.org/>

本件のお問い合わせは、原則電子メールでお願い致します。

担当：瀧田、藤原

E-mail: k_apply@japanplatform.org

電話: 03-6261-4425 (受付時間 10時～18時、土日祝のぞく)